

返還金規定

第1条 この規定は、紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の一部返還金を定める。返還金は、以下の通りとする。

入社後 7 日以内	紹介手数料の 9 0 %を返金
入社後 1 カ月以内	紹介手数料の 8 0 %を返金
入社後 1 カ月超 3 カ以内	紹介手数料の 5 0 %を返金

第2条 前条の離職理由が紹介先事業所によるセクハラ及びパワハラ等の場合は、この限りではない。